

○佐久穂町日常生活用具給付等事業 物品一覧表

日常生活用具の種目、給付等の対象となる障害程度

用具の区分	品 目	障害及び程度
介護・訓練支援用具	特殊寝台	①下肢又は体幹機能障害 2 級以上で18歳以上 ②寝たきりの状態にある難病患者等
	特殊マット	①下肢又は体幹機能障害 1 級（常時介護を要する者に限る。）で18歳以上 ②寝たきりの状態にある難病患者等 ③療育手帳 A 1 以上及び下肢若しくは体幹機能障害 2 級以上で18歳未満（原則として 3 歳以上）
	特殊尿器	①下肢又は体幹機能障害 1 級（常時介護を要する者）で原則として学齢児以上 ②自力で排尿できない難病患者等
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上（入浴に介助を要する者）で原則として 3 歳以上
	体位変換器	①下肢又は体幹機能障害 2 級以上（下着交換等に介助を要する者）で原則として学齢児以上 ②寝たきりの状態にある難病患者等
	移動用リフト	①下肢又は体幹機能障害 2 級以上で原則として 3 歳以上 ②下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等
	訓練椅子	①下肢又は体幹機能障害 2 級以上で18歳未満の者（原則として 3 歳以上の者）
	訓練用ベッド	①下肢又は体幹機能障害 2 級以上で18歳未満（原則として学齢児以上） ②下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等

自立生活支援用具	入浴補助用具	①下肢又は体幹機能障害者又は障害児であって、入浴に介助を要するもので原則として3歳以上 ②入浴に介助を要する難病患者等
	便器	①下肢又は体幹機能障害2級以上で原則として学齢児以上 ②常時介護を要する難病患者等
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者 療育手帳A1以上で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者
	T字状・棒状のつえ（一本つえのみ）	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を要するもので、原則として3歳以上
	歩行支援用具	①平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を要するもので、原則として3歳以上 ②下肢が不自由な難病患者等
	特殊便器	①療育手帳A1以上で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者及び上肢機能障害2級以上で原則として学齢児以上 ②上肢機能に障害のある難病患者等
	火災警報器	療育手帳A1以上及び身体上の障害の程度が2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	自動消火器	①療育手帳A1以上及び身体上の障害の程度が2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） ②火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者

自立生活支援用具	電磁調理器	視覚障害 2 級以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）又は療育手帳 A 1 以上で 18 歳以上
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 2 級以上の者で原則として学齢児以上
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害 2 級以上で 18 歳以上（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯）
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携行式腹膜灌（かん）流法（CAPD）による透析療法を行う者で原則として 3 歳以上
	ネブライザー	①呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者又は障害児であって必要と認められる者で、原則として学齢児以上 ②呼吸器機能に障害のある難病患者等
	電気式たん吸引器	①呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者又は障害児であって必要と認められる者で、原則として学齢児以上 ②呼吸器機能に障害のある難病患者等
	酸素ボンベ運搬車	医療保険による在宅酸素療法を行う者で 18 歳以上
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害 2 級以上で原則として学齢児以上（視覚障害児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	盲人用体重計	視覚障害 2 級以上で 18 歳以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	携帯用会話補助装置	①音声機能若しくは言語機能障害児・者又は肢体不自由児・者であって、発声・言語に著しい障害を有する児・者で原則として学齢児以上の者

在宅療養等 支援用具	携帯用会話 補助装置	②音声機能若しくは言語機能に障害のある難病患者等
	動脈血中酸素飽和 度測定器（パルス オキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者
情報 ・ 意思 疎 通 支 援 用 具	情報・通信支援 用具	①上肢又は視覚障害で2級以上の者 ②上肢又は視覚障害のある難病患者等
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視 覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障害者であっ て、必要と認められる18歳以上のもの
	点字タイプ ライター	視覚障害2級以上（原則として就学若しくは就労してい るか、又は就労が見込まれる児・者）
	視覚障害者用ポー タブルレコーダー	視覚障害2級以上で原則として学齢児以上
	視覚障害者用活字 文書等読上げ装置	視覚障害2級以上で原則として学齢児以上のもの
	視覚障害者用拡大 読書器	視覚障害者又は障害児で、本装置により文字等を読むこ とが可能になる者で原則として学齢児以上
	盲人用時計	視覚障害2級以上で18歳以上（音声時計は、手指の触覚 に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者の み）
	聴覚障害者用 通信装置	聴覚障害者若しくは障害児又は発声・発語に著しい障害 を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として 必要と認められる者で、原則として学齢児以上
	聴覚障害者用情報 受信装置	聴覚障害者又は障害児であって、本装置によりテレビの 視聴が可能になるもの
人工咽頭	音声機能若しくは言語機能障害者、障害児又は難病患者 等で喉頭摘出者	

情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用ワー ドプロセッサ	視覚障害者で、原則として学齢児以上の者
	点字器	視覚障害者で、原則として学齢児以上の者
	色めがね	視覚障害者で、原則として学齢児以上の者
	点字図書	主に点字により情報を入力している視覚障害者
	パーソナル コンピュータ	上肢障害2級以上、言語、上肢複合障害2級以上で、原則として学齢児以上のもの（文字を書くことが困難な者に限る。）
	ファックス	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性がある認められる者（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	人工内耳体外部 装置	聴覚障害で人工内耳植込術を受け、現在装用している装置が5年以上経過している障害者又は障害児
排せつ管理支援用具	ストーマ装具 紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラシ、ガーゼ等 衛生用品）	ストーマ造設者、高度の排便機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者
	収尿器	高度の排尿機能障害者
住宅改修費	居室生活動作補助用具	①下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する児・者で、障害等級3級（特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級）以上の児・者であって、原則として学齢児以上のもの ②下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等

貸 与	福祉電話	難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として２級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
その他	浴 槽 (湯沸器含む)	下肢又は体幹機能障害２級以上の障害児・者で原則として学齢児以上の者

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 視覚障害者用ポータブルレコーダーについては、既に盲人用テープレコーダーの給付を受け、給付日から２年に満たない者は、原則として給付対象外とする。